

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 98 号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年川崎市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11号様式、第22号様式及び第29号様式中

「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。